Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

川崎市公共施設白書
【令和元（2019）年度版】

令和３（2021）年２月

川崎市

はじめに

本市は、社会教育施設、福祉施設、商業・産業施設、学校施設、市営住宅等の公共建築物や、道路、橋りょうなど、公共の福祉を増進し、また、市民生活や、あらゆる社会経済活動を支えるためのさまざまな公共施設を保有しています。

本市公共施設の最適な維持管理や活用等を行うため、本市では平成23（2011）年２月に「川崎版ＰＲＥ戦略かわさき資産マネジメントプラン（第１期取組期間の実施方針）」を策定するとともに、平成26（2014）年３月に「かわさき資産マネジメントカルテ（資産マネジメントの第２期取組期間の実施方針）」を策定し、これに基づき、現在、３つの戦略（「戦略１　施設の長寿命化」、「戦略２　資産保有の最適化」、「戦略３　財産の有効活用」）による資産マネジメントの取組を進めているところです。

一方、平成29（2017）年に行った本市の「将来人口推計」では、これまで増加を続けていた人口が令和12（2030）年以降、減少する見込であることや、現状の公共建築物をそのまま保有することを前提とすると、10年後には築30年以上の公共建築物が７割以上にまで増加することなど、今後、人口減少への転換等を見据えた対応や、増大・集中する施設更新・大規模修繕の到来への対応等が課題となっています。

こうした課題を踏まえ、平成31（2019）年２月に「『資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針』」（以下「第３期実施方針」といいます。）の策定に向けた考え方について」を公表し、「市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化」等の考え方に基づき、第３期実施方針の策定（令和３（2021）年度予定）及び各施設の更新等の検討を行うこととしています。

この度、本市公共施設に関する利用状況やコスト情報等をまとめ、現状を把握することで、こうした検討を進めるための資料とするとともに、本市公共施設の現状を市民の皆様に広く知っていただくための資料として、「川崎市公共施設白書」（以下「本書」といいます。）を作成いたしました。

目次

１章　本書の位置づけと対象施設 1
1　位置づけ 1
2　対象施設 2
3　本書の構成と記載内容 5
２章　川崎市の状況 6
1　川崎市の概要 6
2　人口 7
3　財政状況 9
4　公共建築物の状況 10
5　公共建築物の施設総量及びコスト状況 11
３章　公共施設の現状 13
1　公共建築物の対象施設とデータの見方 13
2　公共建築物（データ集） 20
3　インフラ施設の対象施設とデータの見方 429
4　インフラ施設（データ集） 431
４章　機能別の現状 451
1　機能別の対象機能とデータの見方 451
2　機能別の現状（データ集） 453
５章　地域別（区別）の現状 476
1　地域別（区別）施設の見方 476
2　地域別（区別）施設（データ集） 477

１章　本書の位置づけと対象施設

１　位置づけ

本書は、本市公共施設の総量や利用状況、コスト情報などを施設分類別（次ページ「２　対象施設」参照）に整理し、まとめたものです。

本書を作成することで、公共施設に関する利用状況やコスト情報など、本市公共施設の状況を市民の皆様に広く知っていただくために必要となる情報を明らかとするものです。

また、今後、本書でまとめた利用状況やコスト情報などを分析することにより、施設分類別の現状と課題を把握し、市民ニーズ等への的確な対応に向けた施設の多目的化及び複合化等を進め適切な管理等につなげるとともに、第３期実施方針の検討を進めるための資料とするものです。

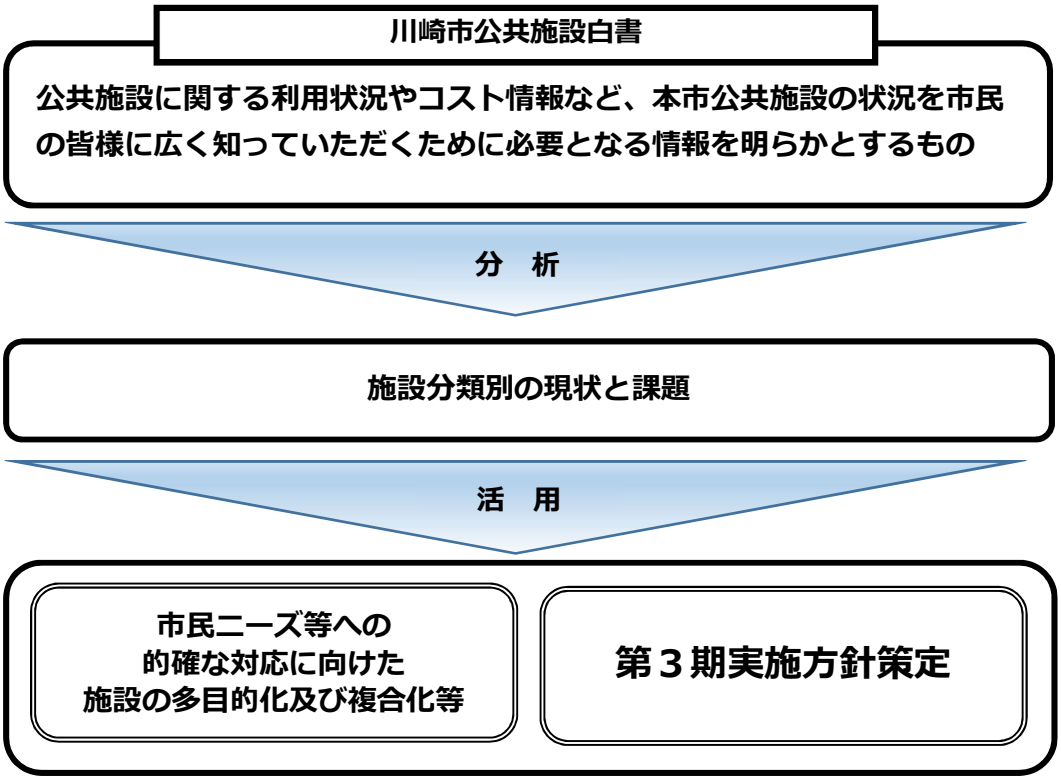

図　本書の位置づけ

2　対象施設

本市の保有する財産（物品、債券、基金を除く。）は、地方自治法に基づき「公有財産」に分類され、「公有財産」は「行政財産」と「普通財産」に分類されます。

本書では「公有財産」（企業会計で管理する施設も含みます。）、及び本市で民間企業などから借り受けている「借受施設」を「公共施設」とし、対象施設とします。

なお、「行政財産」については地方自治法上、「普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産」と規定されておりますが、本書においては、庁舎施設・消防施設・学校施設などの「公共建築物」と、道路・橋りょう・公園などの「インフラ施設」に分類して整理します。

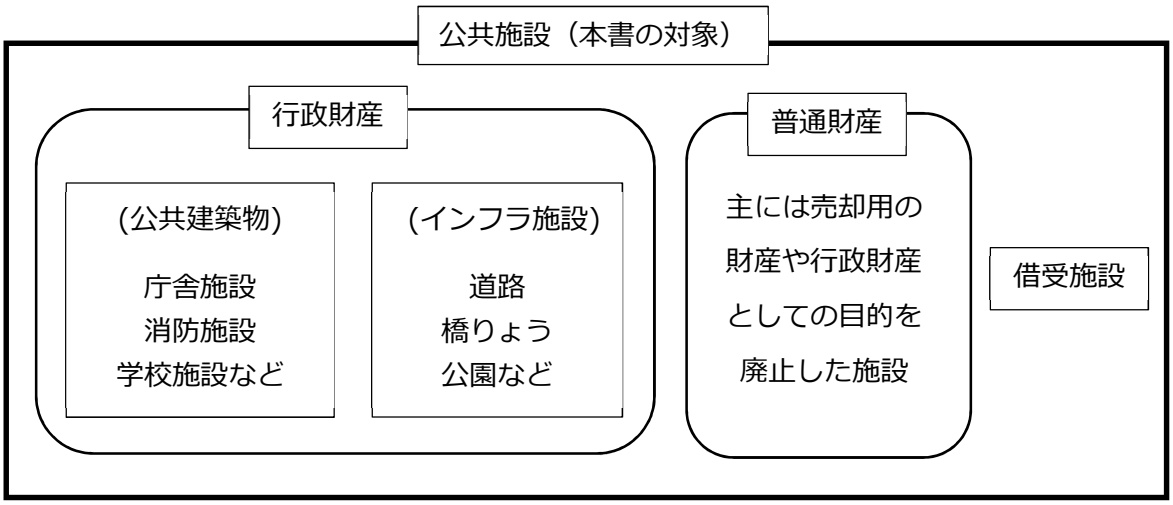

図　本書の対象

また、本市公共施設の状況を整理するため、本書では施設の用途別に、公共建築物について大分類（13 分類）、中分類（53 分類）に分類し、インフラ施設について「道路施設」「橋りょう施設」等に分類します。

「第３章　公共施設の現状」において、公共建築物について中分類ごとに利用状況やコスト情報等を記載し、インフラ施設について分類ごとにコスト情報等を記載します。

表　公共建築物の分類

大分類（13 分類）		中分類（53 分類）	
1	庁舎施設	1	本庁舎
		2	区役所
		3	支所・出張所
		4	事務所・事業所
		5	その他庁舎施設
2	消防施設	6	消防署
		7	消防出張所
		8	消防団器具置場
		9	その他消防施設
3	学校施設	10	小学校
		11	中学校
		12	高等学校
		13	複合学校
		14	特別支援学校
		15	その他学校
		16	学校給食センター
		17	その他学校施設
4	市民活動・社会教育施設	18	市民活動施設
		19	図書館
		20	体育施設
		21	青少年施設
		22	文化施設
		23	複合施設
		24	その他社会教育施設
5	福祉施設	25	わくわくプラザ
		26	こども文化センター
		27	地域子育て支援センター・児童相談所・その他児童福祉施設
		28	保育園
		29	保育園貸付施設
		30	老人いこいの家・老人福祉・地域交流センター
		31	老人ホーム・福祉住宅
		32	その他老人福祉施設
		33	障害者福祉施設
		34	その他福祉施設
6	環境衛生施設	35	医療施設

		36	墓園・葬祭場
		37	公衆便所
		38	清掃処理施設
		39	その他環境衛生施設
7	市営住宅施設	40	市営住宅等
8	商業・産業施設	41	市場
		42	競輪施設
		43	港湾施設
		44	産業振興施設
9	駅周辺施設	45	駅前広場・通路等
10	防災施設	46	防災拠点等
		47	ポンプ場
11	上下水道施設（注 1）	48	上工水道施設
		49	下水道施設
12	交通施設	50	営業所
		51	その他交通施設
13	病院施設	52	病院
		53	その他病院施設

表　インフラ施設の分類

分類	
1	道路施設
2	橋りょう施設
3	自転車対策施設
4	河川施設
5	公園施設
6	港湾施設
7	上下水道施設　（注 2）

（注 1）　上下水道施設のうち配水工事事務所をはじめ、下水道事務所などの上屋のある建築物

（注 2）　上下水道施設のうち送・配水施設をはじめ、浄水施設、ポンプ場施設などのインフラ施設

3　本書の構成と記載内容

本書は全 5 章から構成され、各章の構成は以下のようになっています。

第 1 章（本章）	施設白書の目的や位置づけ、対象施設、構成について整理します。
第 2 章	本市の現状を地域区域、人口、財政、公共建築物の施設総量及びコスト状況から整理します。
第 3 章	公共施設を公共建築物、インフラ施設に区分し、公共建築物については、施設分類別に「施設概要」、「利用状況」、「コスト状況」、「配置状況」のデータを整理します。また、インフラ施設については「施設概要」、「施設の説明」、「コスト状況」のデータを整理します。
第 4 章	公共施設が保有する代表的な機能に着目し、プール、ホール、体育館の機能別の施設の現状を整理します。
第 5 章	公共施設の配置に着目し、区別の施設の配置状況を整理します。

なお、本書に掲載した数値等は、特別な注釈のない限り、一定の期間における数値等については、令和元（2019）年度の 1 年間の数字となっており、一定の状態を表す数値等については、令和元年度末時点（令和 2（2020）年 3 月 31 日）における状態を示す数値等となっています。

また、数値の単位未満については四捨五入を行うことを基本としているため、表記されている数値と各内訳となる数値の合計とは必ずしも一致しない場合があります。

２章　川崎市の状況

１　川崎市の概要

本市は、神奈川県の北東部に位置し、多摩川を挟んで東京都と隣接しており、横浜市と東京都に挟まれた、細長い地形です。

市内を縦断する形で JR 南武線が通り、南武線と交差する形で 5 つの私鉄が市域を横断しています。海側から京急本線、東急東横線、東急田園都市線、小田急線、京王相模原線が走っています。

市域面積は 144.35 ㎢、東西が約 31km、南北が約 19km で、北西部の一部丘陵地を除いて起伏が少なく、比較的平坦な地域となっています。

市域内には東京湾側から川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区の 7 つの区があります。

（出典元：川崎市ホームページ「川崎市プロフィール」
https://www.city.kawasaki.jp/miryoku/category/63-1-0-0-0-0-0-0-0.html）

図　各区の面積・人口　　（人口は令和２(2020)年４月１日現在）

区名	面積 （㎢）	人口 （人）
川崎区	40.25	233,563
幸区	10.09	170,969
中原区	14.81	262,846
高津区	17.10	233,723
宮前区	18.60	233,043
多摩区	20.39	220,922
麻生区	23.11	180,349
合計	144.35	1,535,415

2　人口

本市の人口は、高度経済成長期における大幅な人口増加期や、その後の逓増期等を経て、平成 27（2015）年には 147.5 万人に達し、令和２（2020）年４月１日現在、153.5 万人の人口規模となり、現在も増加を続けています。

しかしながら、平成 29（2017）年に行った本市の「将来人口推計」によると、総人口は令和 12（2030）年における 158.7 万人をピークとして、その後は減少過程に移行することが想定されています。

また、年齢３区分別人口では、年少人口（15 歳未満）は令和 12（2030）年まで増加を続け、20.2 万人をピークとしてその後は減少を続け、令和 42（2060）年には 15.7 万人となること、生産年齢人口（15～64 歳）は令和７（2025）年まで増加を続け、102.8 万人をピークとしてその後は減少に転じること、老年人口（65 歳以上）は今後増加を続け、令和 42（2060）年には 50.4 万人となり総人口の概ね３分の１が高齢者となることが見込まれています。

図　年齢３区分別将来人口の推計結果（平成 29（2017）年）

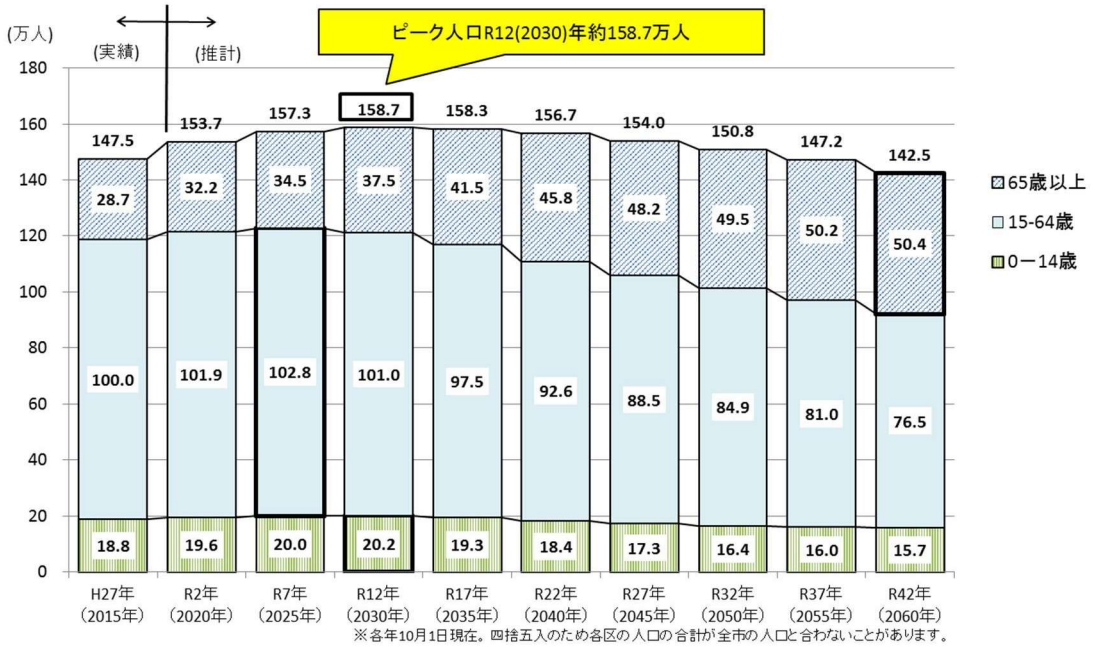

区別の人口動向では、総人口と同様に令和 12（2030）年がピークとなる区が多くなっていますが、最も人口の増加が著しい中原区ではピークが令和 22（2040）年までとなる一方、多摩区では最も早い令和２（2020）年にピークを迎えることが想定されています。

図　区別将来人口推計結果（平成 29（2017）年）

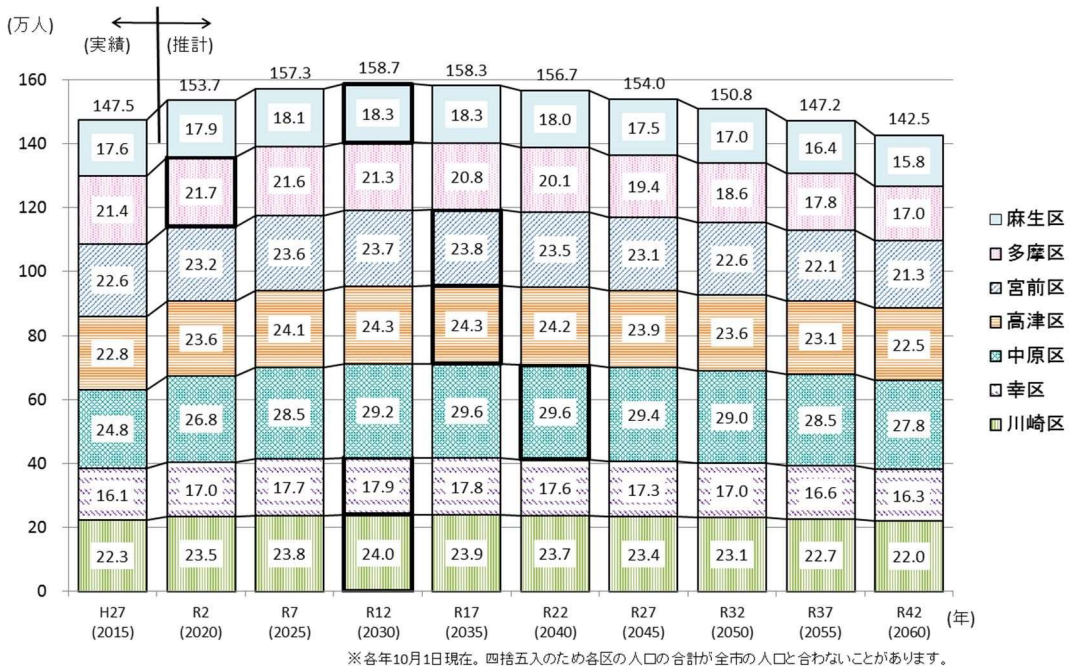

3　財政状況

本市においては、高齢者人口の増加、生産年齢人口の減少への転換、公共施設の老朽化など、行財政運営を取り巻く環境は厳しさを増すと見込まれています。このような環境下において、扶助費や公共施設の更新費用の増加、長期的には人口減少に伴う税収の減少が想定される状況に加え、新型コロナウイルス感染症が社会・経済に深刻な影響を及ぼしています。

令和３（2021）年度予算（案）では、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落込みやふるさと納税による市税の減収などにより収支不足が生じたため、286 億円を減債基金から新規に借り入れて対応しました。このように、これまでにない厳しい状況にあって、減債基金からの借入れについては、平成 24（2012）年度から令和３（2021）年度までの総額で 938 億円に達しています。

今後も、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の落込みに加えて、ふるさと納税による減収の拡大や法人市民税の国税化、新たに生じた行政需要に対する国の財政措置が十分ではないなど、これまでにない厳しい財政環境が続くことが見込まれます。

図　減債基金からの借入残高

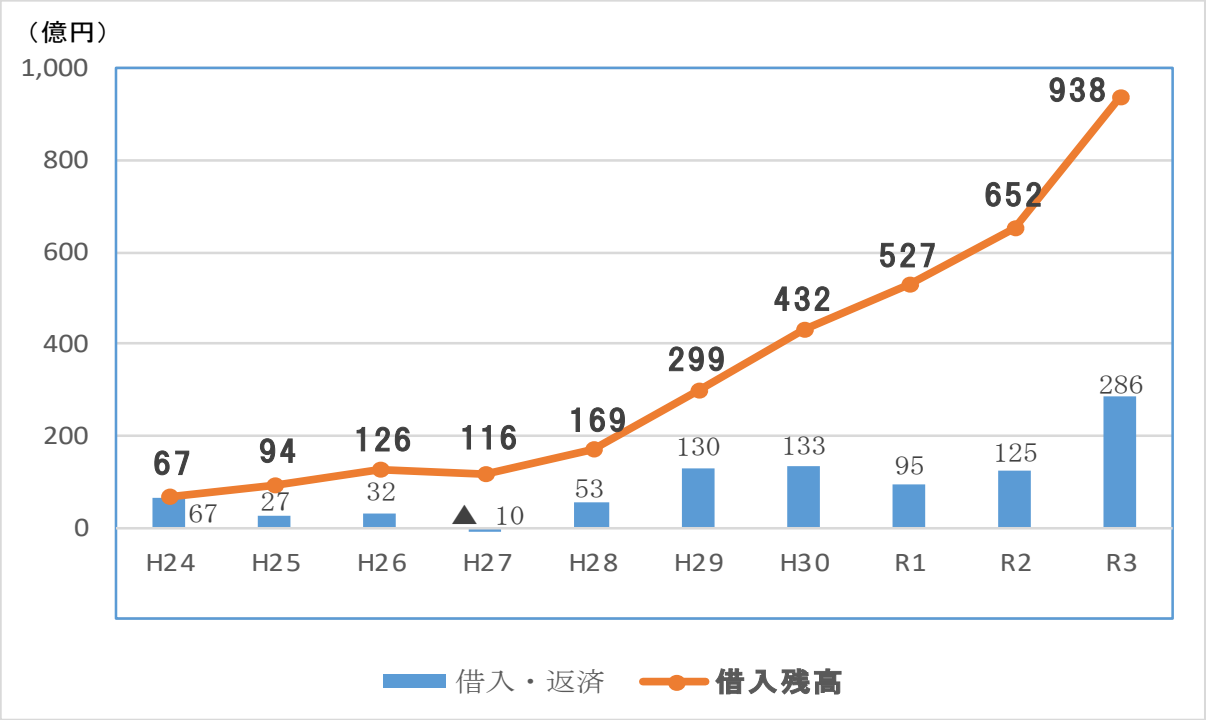

※H27 は 10 億円を返済。H24～R1 は決算、R2・R3 は予算。

4　公共建築物の状況

本市では、昭和 47（1972）年の政令指定都市への移行による地方自治体としての役割と責任の一層の拡大や社会経済状況、多様化・増大化する市民ニーズを背景に、学校施設、市営住宅施設、庁舎等建築物等の公共建築物を多数整備してきました。

市が保有する公共建築物（借受及び企業会計分を除く）については、現時点で築 30 年以上のものが約５割を占めており、現状の施設を保有することを前提とすると 10 年後には７割を超えることから、施設機能の低下や修繕費用の増大など老朽化に伴う問題が懸念されます。

図　本市公共建築物の建築年別床面積（令和２（2020）年３月末現在）

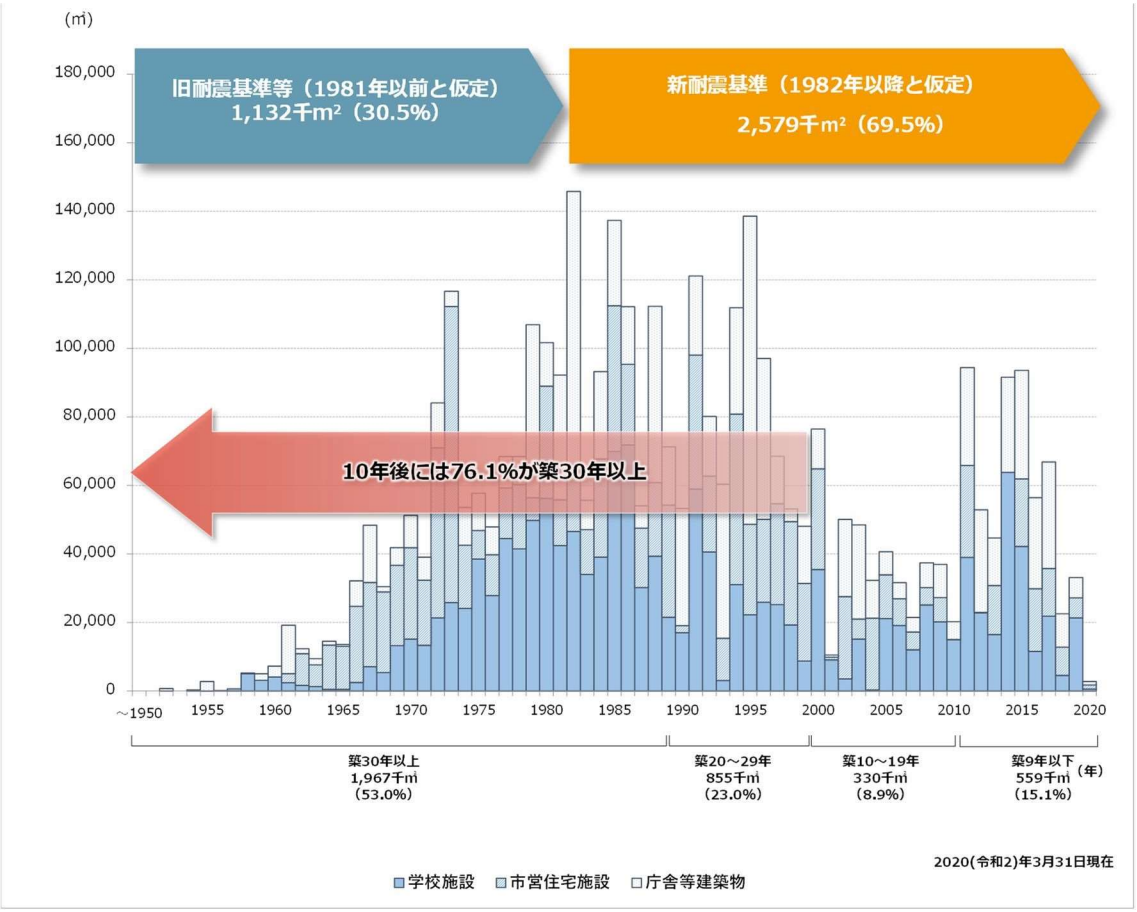

(注)一般会計、特別会計ベース（借受及び企業会計分を除く）

5　公共建築物の施設総量及びコスト状況

(1) 施設総量

本市の公共建築物（本市保有分）の延床面積は約 3,871 千㎡となっています。

施設分類別に見ると学校施設が約 1,468 千㎡（37.9%）、市営住宅施設が約 1,129 千㎡（29.2%）となっており、合計で全施設の７割弱を占める状況となっています。

図　公共建築物（本市保有）の施設分類別延床面積（令和２（2020）年３月末時点）

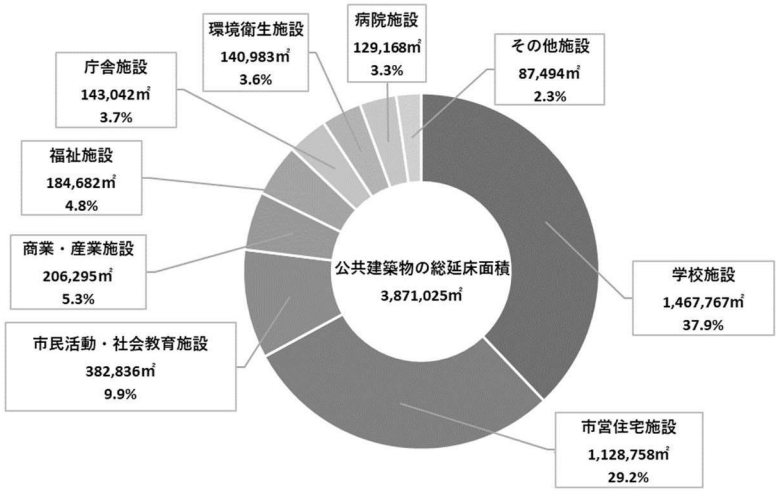

（注 1）公有財産台帳を基に作成（借受施設を除く）

（注 2）その他施設には消防施設 50,944 ㎡、上下水道施設 15,408 ㎡、交通施設 12,995 ㎡、防災施設 4,304 ㎡、駅周辺施設 3,842 ㎡が含まれています。

また本市の公共建築物の所有形態別の割合は市が直接所有するものが 96.3%となっています。

図　公共建築物の所有形態別の割合（令和２（2020）年３月末現在）

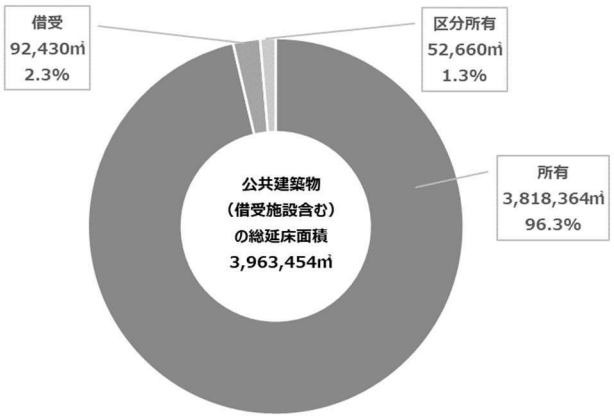

(2) コスト状況

本市公共建築物にかかる総コスト（維持管理費・事業運営費・減価償却費・指定管理委託料）は約 728 億円となっています（解体・新築関連経費、大規模改修費を除く）。内訳別では、維持管理費が約 259 億円(35.6%)、減価償却費が約 176 億円(24.2%)、事業運営費が約 163 億円(22.4%)、指定管理料が約 130 億円(17.8%)となっています。

図　本市公共建築物にかかる総コスト内訳（令和元（2019）年度決算、企業会計除く）

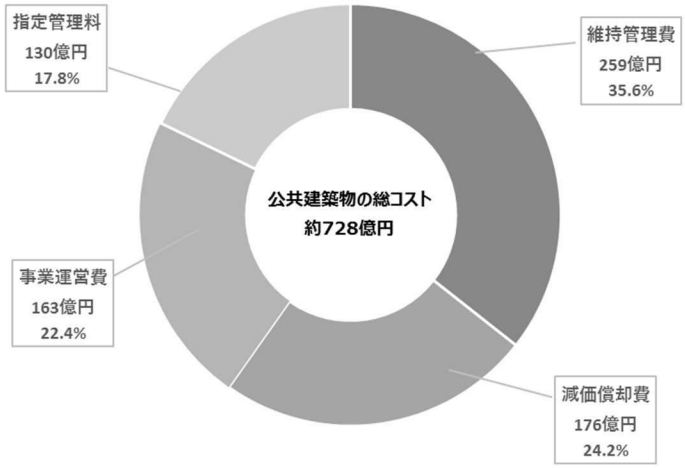

（注１）公共建築物にかかるコストを算出し作成（借受施設の賃借料も含む）
（注２）解体・新築関連経費、大規模改修費を除く